

少量新規・低生産量審査特例制度の 申出に添付する 用途証明書の作成について

平成30年10月

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

1. 少量新規・低生産量審査特例制度の改正について

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が一部改正され、少量新規化学物質制度と低生産量新規化学物質制度（「少量新規・低生産量審査特例制度」という。）の全国数量上限が、製造・輸入数量から環境排出数量※に変更されました。

※製造・輸入量×用途別排出係数

環境排出数量の算出においては、申出物質の用途を確認する必要があるため、申出の際に、原則として、用途が特定できる「使用者」が作成した用途を証明する書類（「用途証明書」という。）のコピーを添付していただきます。

変更前

	個社数量上限	全国数量上限
少量新規	1トン (製造・輸入数量)	1トン (製造・輸入数量)
低生産量新規	10トン (製造・輸入数量)	10トン (製造・輸入数量)

変更後

	個社数量上限	全国数量上限
少量新規	1トン (製造・輸入数量)	1トン (環境排出数量)
低生産量新規	10トン (製造・輸入数量)	10トン (環境排出数量)

2. 申出における事業者の役割について

○国に申出する者

新規化学物質を製造する者、又は新規化学物質もしくは調合品を輸入する者。

○申出書に添付する用途証明書を作成する者

新規化学物質又はその調合品が48分類のいずれかの用途に使われることを特定できる使用者※1,2,3。原則、工業的に使用※4する調合品、又は家庭用・業務用で使用する製品を製造する者になります。

※注1:環境排出数量は、48分類の用途ごとに設定されていますので、用途証明書はこれらの用途を特定できる使用者が作成する必要があります。

※注2:いわゆる「商社」は使用者には当たりません。ただし、商社が化学物質を輸出する場合には、「輸出用」の用途証明書を作成することができます。なお、用途分類の「輸出用」とは、化学物質又はその調合品を輸出することを指しており、「製品」(成形品又は一般消費者用に小分けされた混合物をいう。)を輸出する場合には該当しません。

※注3:製造・輸入者が自ら使用・輸出する場合には、社内で使用・輸出する責任者が用途証明書を作成することができます。

※注4:工場内で製品又は他の化学物質を製造する際に、その原材料として又は工程で使用することをいいます。

【注意】用途証明書の添付がある申出は、事業の実現性が高いと考えられるため、用途証明書の添付がない申出よりも優先的に製造・輸入の確認数量が配分されます。

3. 用途証明書について

○用途証明書の例

- ① 事業者間で締結している売買契約書、品質保証書、納品書等
- ② 用途を限定特記したSDSに、申出物質の使用者が署名押印した書類
- ③ 用途確認書（様式は次のアドレス参照）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtokakuninnsyoset2.doc

○必要な記載事項は以下のとおり。

- ・ 用途証明書の宛先（社名、部署、担当責任者氏名）
- ・ 新規化学物質（又は新規化学物質が含有されている商品）の名称、用途番号及び用途分類
- ・ 使用者（社名、部署、担当責任者氏名、住所）

(参考) 用途証明書の様式

用 途 確 認 書

平成 年 月 日

○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿 (※2)

△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△ (※3) 印
住所

今般、貴社から譲渡予定の下記1. の化学物質（又は商品）は、下記2. に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は商品）の名称 (※4)

2. 1. の新規化学物質（又は商品）の用途番号及び用途分類 (※5)

用途番号：

用途分類：

3. 貴社から当該新規化学物質の用途について説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

4. 用途について

4-1 用途分類表について

用途証明書に記載する用途は、**用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表**（p 7 参照）から用途番号と用途分類を選択する。用途分類の詳細については、次のURLを参照してください。

（<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyouto.html>）

*注1:最初に次の4分類から、該当するものを「輸出用のもの」「中間物」「溶剤」「溶剤以外」の順に選択し、次に各用途分類を選択してください。

- ・ 中間物 : #101 (新規化学物質に化学反応を起こさせて他の化学物質を製造すること)
- ・ 溶剤 : #102-109
- ・ 溶剤以外 : #110-147
- ・ 輸出用のもの : #199

*注2:溶剤以外のうち、以下の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、必要に応じて出荷先に確認してください。

- ・「着色剤」 → #111-113・115・116・125・126・129
- ・「殺生物剤」 → #115・117-120・123・125・126・136・137・140
- ・「表面処理剤」 → #112-117・123-132・134・138・144
- ・「水系洗浄剤」 → #112・113・125・126・129・130・133
- ・「塗料又はコーティング剤」 → #114・115・117・125-131・135・138

4. 用途について

4-2 同一物質を一つの事業者が複数の用途に使用する場合

申出者が用途ごとに申出書を作成できるように、使用者は、原則用途ごとに用途証明書を作成してください。ただし、用途ごとの使用量を予測できない又は管理できない場合には、複数の用途を併記した用途証明書を作成してください。

なお、申出者は、使用者から提供される情報を基に用途ごとの使用量を予測できない又は管理できない場合には、複数の用途をまとめて申出を行うことになります。この場合、環境排出量は最大の排出係数を用いて算出されます。

使用者A(用途証明書作成者)

製造・輸入者B(申出書作成者)

複数の用途に使用する場合

(1) 用途ごとの使用量を予測 & 管理できる場合など

【用途証明書】
#112 水系洗浄剤
(工業用途)

【用途証明書】
#113 水系洗浄剤
(家庭用・業務用の用途)

(2) 用途ごとの使用量を予測又は管理できない場合など

【用途証明書】
#112 水系洗浄剤(工業用途)
#113 水系洗浄剤(家庭用・業務用の用途)

※ある物質を複数の用途に使用することを記載した用途証明書を、その中の一部の用途のみに使用する証明書として使用することはできません。



原料



【申出書】
#112 水系洗浄剤

【申出書】
#113 水系洗浄剤

【申出書】
#112 水系洗浄剤
#113 水系洗浄剤

※この場合、記載された複数用途のうち最大の排出係数の用途に全量使用されるとの前提で、環境排出量が算出されます。

用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表

少量新規、低生産量新規共通（告示）

用途番号	用途分類	係数	用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004	125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9	126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9	127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
104	金属洗浄用溶剤	0.8	128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8	129	皮革処理剤	0.02
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。)	0.8	130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。)	0.4	131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1	132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	1	133	金属製造加工用資材	0.1
110	化学プロセス調節剤	0.02	134	表面処理剤	0.1
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)	0.01	135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
112	水系洗浄剤(工業用のものに限る。)	0.07	136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	1	137	金属等加工油又は防錆油	0.03
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	1	138	電気材料又は電子材料	0.01
115	塗料又はコーティング剤	0.01	139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	0.03
116	インキ又は複写用薬剤	0.1	140	水処理剤	0.05
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9	141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
118	殺生物剤(成形品に含まれるものに限る。)	0.04	142	熱媒体	0.08
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるもの除く。)	0.2	143	不凍液	0.08
120	殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	0.4	144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02	145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
122	芳香剤又は消臭剤	1	146	分離又は精製プロセス剤	0.1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02	147	燃料又は燃料添加剤	0.004
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05	199	輸出用のもの	0.001

(参考1)用途証明書作成者 その1

新規化学物質が調合されて、工業的に使用される場合。

物質の流れ	出荷	出荷	製品として出荷
ライフサイクルステージ	製造／輸入	調合	工業的使用
区分	製造者／輸入者	新規化学物質の使用者	調合品の使用者
申出時	申出者	<u>用途証明書作成者</u>	(用途証明書作成者※)
具体例 (115:塗料又はコーティング剤)	塗料等の成分である新規化学物質を製造	塗料成分を配合し、塗料を製造	塗料を購入し、自動車等に塗装

* 4-1注2の機能用途に該当する場合には、調合品の使用用途により用途番号が異なるため、工業的使用者をする者が用途証明書を作成する必要がある場合もあります。

(参考1) 用途証明書作成者 その2

新規化学物質が調合されて製品となり、家庭やオフィスビル等で使用される場合。

物質の流れ		出荷		製品として出荷
ライフサイクルステージ	製造／輸入	調合	※製品として家庭・業務で使用される。	
区分	製造者／輸入者	新規化学物質の使用者		
申出時	申出者	用途証明書作成者		
具体例1 (113:水系洗浄剤(家庭用・業務用))	水系洗浄剤の成分となる新規化学物質を製造	洗剤メーカー等が水系洗浄剤成分を配合し、洗剤を製造		
具体例2 (122:芳香剤、消臭剤)	香りの成分となる新規化学物質を製造	香料メーカーが香りの成分を調合して香料を製造、又は芳香剤メーカーが香りと基材を調合して芳香剤を製造		

新規化学物質が中間物用途などとして工業的に使用される場合。

物質の流れ		出荷 	
ライフサイクルステージ	製造／輸入		工業的使用
区分	製造者／輸入者		新規化学物質の使用者
申出時	申出者		<u>用途証明書作成者</u>
具体例 (101: 中間物)	中間物となる新規化学物質を製造		新規化学物質に合成・重合反応を起こさせて別の物質を製造

新規化学物質が調合されて、輸出される場合。

物質の流れ	出荷	出荷	輸出
ライフサイクルステージ	製造／輸入	調合	商社／輸出
区分	製造者／輸入者	新規化学物質の使用者	調合品の輸出者
申出時	申出者	—	用途証明書作成者 「輸出用」を選択
具体例 (199:輸出用)	合成樹脂を製造	合成樹脂に添加剤を配合	添加剤が入った合成樹脂を輸出

(参考1) 用途証明書作成者 その5

新規化学物質を製造・輸入した事業者が、調合する場合。

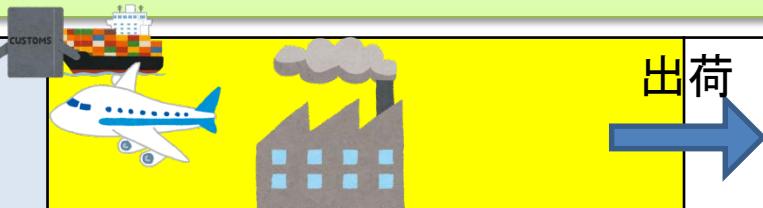
物質の流れ	 製造／輸入 & 調合	 出荷 工業的使用
区分	製造者／輸入者 & 新規化学物質 の使用者	調合品の使用者
申出時	申出者 & <u>用途証明書 作成者^{※1}</u>	(用途証明書 作成者 ^{※2})
具体例 (110: 化学プロセス調節剤)	触媒等化学プロセス調節剤の成分 となる新規化学物質を製造 & 成分を配合し化学プロセス調 整剤を製造	化学反応工程で化学プロセス 調節剤を使用

※1 用途証明書は、新規化学物質の使用者である調合する部署の責任者が作成する必要があります。

※2 4-1注2の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、工業的使用をする者が用途証明書を作成する必要がある場合もあります。

(参考1) 用途証明書作成者 その6

新規化学物質を含む調合品を輸入する場合。ただし、国内で更に調合する場合は、「その1」をご覧ください。

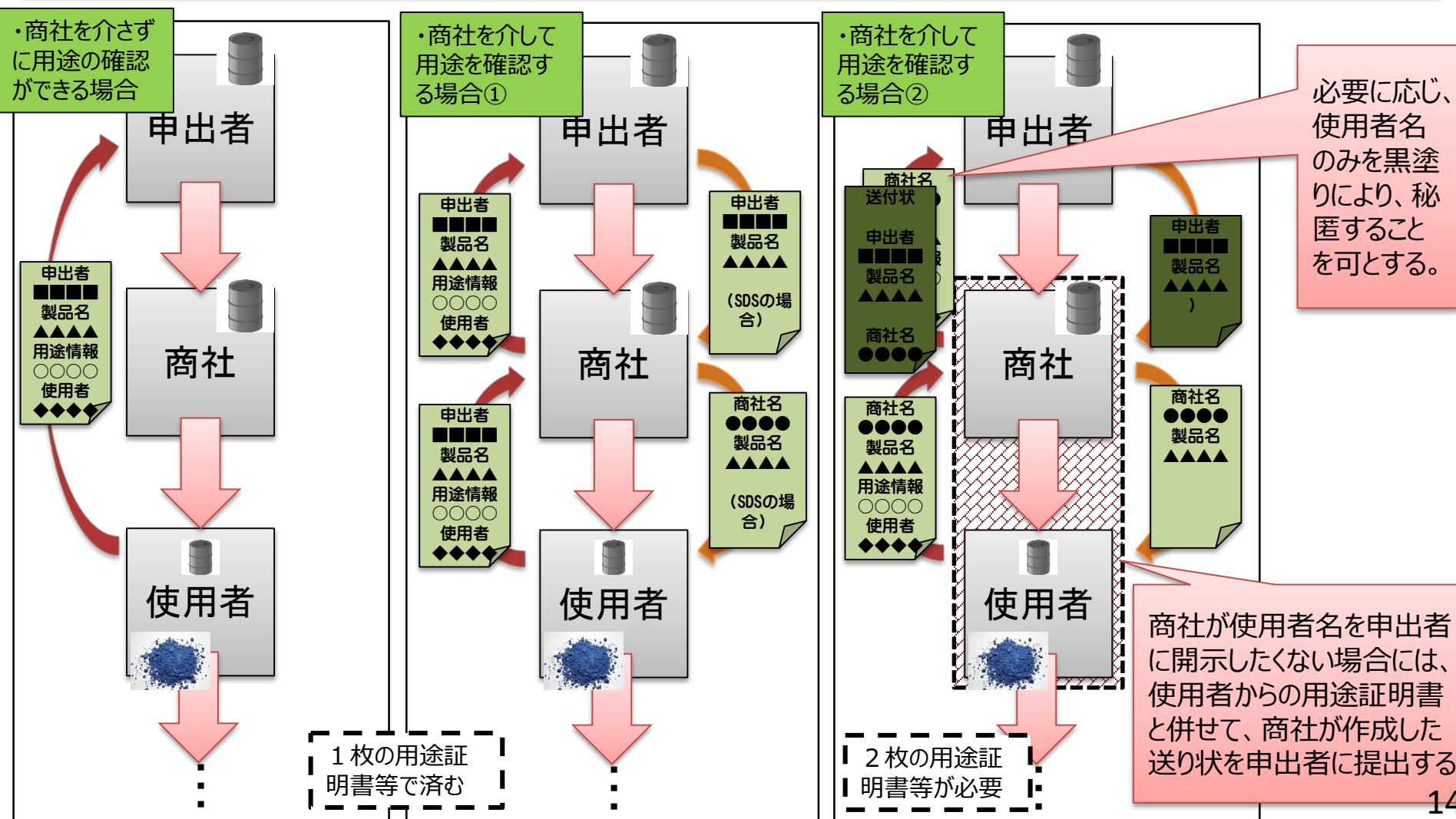
物質の流れ		
ライフサイクルステージ	調合品の輸入 国内で更に調合する場合を除く。	工業的使用
区分	輸入者 (新規化学物質が使用された 調合品の輸入者)	調合品の使用者
申出時	申出者 & <u>用途証明書作成者※1</u>	(用途証明書 作成者※2)
具体例 (125:合成纖維、 纖維処理剤)	新規化学物質が配合された 纖維処理剤を輸入	纖維製品を製造するため、纖維 処理剤を防炎等の加工処理に 使用

※1 国内で更に調合する場合を除き、輸入する部署の責任者が作成することができます。この場合、宛先は不要です。

※2 4-1注2の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、工業的使用をする者が用途証明書を作成する必要がある場合もあります。

(参考2) 商社が介在した場合の確認方法について

- 新規化学物質を実際に使用している**使用者の用途証明書**が必要であるため、商社を介在する場合は、商社ではなく、さらに川下の使用者の用途証明書が必要となります。
- 商社が使用者の情報を秘匿したい場合は、使用者を黒塗りすることによる秘匿は可能です。（商社名の送り状等が別途必要になります。）



問い合わせ先

【用途証明書の作成に関して】

- ◆ 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
e-mail: qqhbbfa@meti.go.jp
TEL:03-3501-0605

【用途分類の選択について】

- ◆ 製品評価技術基盤機構化学物質管理センター-リスク評価課
化審法連絡システム
(<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>)
- ※ 「一般問合せに関するお問合せ」を選択の上、「お問合せ分類」の『7. 用途分類についてのお問合せ』を選択し、お問い合わせ内容をフォームに入力してください。